

議会運営委員会会議録

平成27年12月18日(金)

(開会) 9:30

(閉会) 10:00

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明、質疑
 - (1) 議案第172号 名誉市民の決定につき議会の同意を求めること
- 2 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1) 議員提出議案第14号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
 - (2) 議員提出議案第15号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書
 - (3) 議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例
 - (4) 議員提出議案第17号 飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議
- 3 議案第165号の採決について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。議会の運営について、議長の諮問について及び議会の会議規則委員会に関する条例等について、以上3件を一括議題といたします。

議案第172号について執行部に説明を求めます。

○市長

本日、提案させていただきます「議案第172号」について、ご説明いたします。

本議案は、名誉市民につきまして、提案するものであります。

東京都練馬区早宮1丁目18番1号 野見山暁治氏を、名誉市民として決定したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案1件を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、議案第172号の取り扱いについて事務局に説明させます。

○議会事務局次長

只今市長から説明がありました、議案第172号につきましては、各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、人事に関する案件でありますことから、人事議案の取り扱いに準じて、委員会付託は省略し、採決の方法は起立採決としていただいております。

以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第172号の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、意見書案に対する各会派のご意見を事務局から報告させます。

○議会事務局次長

お配りしております意見書案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思います。一覧表に記載の議員提出議案第14号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書につきましては、全会派が賛成ということでございました。

次に、議員提出議案第15号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書につきましては、日本共産党が反対ということでございました。

以上でございます。

○委員長

意見書案2件に対する各会派の賛否は、ただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案の取り扱いについて、お諮りいたします。

「議員提出議案第14号 ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び、文部科学大臣とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第15号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書」については、奥山議員が提出者となり、川上委員を除く他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣及び厚生労働大臣とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、12月17日付で江口議員から議長宛てに、議員提出議案第16号及び17号として、「飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例」及び「飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議」が提出されております。

本案2件につきましては、提出者以外にそれぞれ14名の賛成議員がおられますので、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。

この際、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○江口委員

今般、政治倫理条例並びに議会議員の政治倫理に関する決議を出させていただいております。詳しくは本会議に、提案理由として述べさせていただきますが、ぜひ皆様方のご賛同をお願いしたく、これをもちまして補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。昨日内容をいただいておりますけれども、この決議案とそれから条例改正案提出に至るまでの15議員の話し合いがどのように行われたとかですね、市民の意見はどのように聞いたかとか、そうしたことを聞かせていただきたいと思います。

○委員長

川上議員、議案の内容についてお願いします。それは本会議のほうで、ここは審議の取り扱いについての場でございますので、そういった内容につきましては、本会議のほうで質問していただければと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 3 5

再 開 9 : 4 3

委員会を再開いたします。

江口委員の市民の皆様の声を聞いたのかということに対して。

○江口委員

この問題をこういった形で提出したいんだけど、という形で市民の意見を直接聞いたことはございません。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、本案2件の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

本案2件の取り扱いにつきましては、本日の本会議で、議員提出議案第15号の採決の後に上程し、提案理由の説明を受けたのちに、議員提出議案でございまして、本日が本会議最終日となっておりますので、委員会付託を省略したのち質疑、討論、採決とし、採決の方法は起立採決としていただいております。なお、本案2件につきましては、関連がございしますので、一括議題としていただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

私は、今の事務局提案には異議があります。この条例改正案と決議については、議会において特別委員会を設置し、そこに付託すべきもので、そういう意味で継続審査とすべきだと考えます。

○議会事務局次長

先ほど、本日が最終日であるということから、本件については、委員会付託を省略する取り計らいとする旨のご提案を差し上げましたけれども、委員会付託を省略し、本会議即決ということに、今、ご異議が出ましたので、本会議での取り扱いにつきましては、委員会付託を省略することをまず一旦、起立採決で諮っていただいております。この場合、本案2件は関連がございしますので、委員会付託省略をすることにつきましても、一括してお諮りすることとしていただいております。よろしくお願いいたします。

○川上委員

この政治倫理条例、資産報告については、その報告制度については、平成18年に本市が合併するにあたり、1年の間があったと思いますが、それぞれの旧自治体において整備されていた制度のよいところを踏襲する形で、再度制定し直して、今日まで来ていると思うんですけども、旧飯塚市においては1986年に、それ以前に特別委員会を設置して、市民の意見も聞いて、その中で、制定しているんですね。その後、中を抜けば、1年のなかった時期を除けば、28年間にわたり維持され、そしてその弱点についても、制度の充実こそが求められるという状況で、市民の間ではそれが今、期待されているわけですよ。そうした中で、逆に

その議会の多数派が、この際廃止しようと。報道によれば、お金がもったいないと本末転倒との批判も浴びているわけです。ですから、こういうやり方ではなくて、制度の充実の方向について、市民の意見も聞きながら、きちんと議論する場をつくる必要があると思うんですよ。それで、私は、この議運において、先ほど申しましたように、特別委員会の設置、そこへの付託というのを、この議運で、確認してしかるべきかと思います。

○委員長

先ほど事務局説明がありましたように、委員会付託を省略することに、反対の会派がございますので、本会議でその取り扱いについて起立採決をしていただきたいという、先ほど、事務局の説明がありましたので、この委員会付託を省略することについて、反対であれば、本会議で反対という、起立採決で採決をしていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 4 9

再 開 9 : 5 4

委員会を再開いたします。

○川上委員

私は、規則に基づいて、提出者が1人、賛同者が2人以上いることについては、これ見ればわかるわけですから、上程は、当然だと思います。しかし、その取り扱いについて、事務局から提案があったことについて、異議を申し立てて、そして、先ほど言った提案をする議運の委員がいるわけですから、議運は、やみくもに多数決で進めていこうという場ではありませんから、事務局提案に異議があり、提案があった以上、これ自身を議運において、諮っていくというのがルールじゃないかと思うんですよね、議会運営の。いきなり事務局提案どおりするかどうかについて、採決しようというのは、今後のね、悪しき前例になってしまうので、私の提案について、諮ってもらいたいというふうに思います。

○委員長

その提案は否決された後で、ごめんなさい。これは、その場合は、本会議での委員会付託省略が否決された場合、特別委員会を設置するなり、どこかの委員会付託ということになると思います。(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 5 6

再 開 9 : 5 8

委員を再開いたします。

ただいま川上委員から提案がありましたことについてお諮りいたします。川上委員の申し出のとおり、本委員会で取り扱うことに賛成の委員は挙手願います。(発言する者あり)

賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本委員会は、川上委員の申し出のとおり本委員会で取り扱うことは否決されました。

他に質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議員提出議案第16号 飯塚市政治倫理条例の一部を改正する条例及び議員提出議案第17号 飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議、以上2件についての取り扱いにつきましては、委員会付託を省略することについては起立採決をし、その他については事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はそのように決定いたしました。

次に、議案第165号の採決について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

市民文教委員会に付託されておりました議案第165号 指定管理者の指定（飯塚市斎場）につきましては、同委員会において、賛成者なしにより否決となっております。よって、本日の本会議における採決につきましては、委員長報告に対してではなく、原案についての賛否をお諮りいたしますので、議案第165号に賛成する場合は、ご起立いただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

議案第165号の採決につきましては、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしく願います。

本日の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。